

建設工事に係る委託業務における 最低制限価格及び調査基準価格について

以下の計算式に基づいて算出した額を最低制限価格、調査基準価格とします。**(調査基準価格は今回新設)**
なお、総合評価落札方式においては調査基準価格を適用します。契約内容に適合した履行がなされるかどうかの
調査を行う基準となる価格のことで、この価格を下回った場合は当該入札価格で適正な業務の履行が可能か調査
を行うこととしています。

算定式

a 土木関係建設コンサルタント業務

(直接人件費 × 100% + 直接経費 × 100% + その他原価 × 90% + 一般管理費等 × 48%)
× 消費税及び地方消費税相当額 × ランダム係数

b 建築関係建設コンサルタント業務

(直接人件費 × 100% + 特別経費 × 100% + 技術料等経費 × 60% + 諸経費 × 60%)
× 消費税及び地方消費税相当額 × ランダム係数

c 補償関係コンサルタント業務

(直接人件費 × 100% + 直接経費 × 100% + その他原価 × 90% + 一般管理費等 × 45%)
× 消費税及び地方消費税相当額 × ランダム係数

d 測量業務

(直接測量費 × 100% + 測量調査費 × 100% + 諸経費 × 48%)
× 消費税及び地方消費税相当額 × ランダム係数

e 地質調査業務

(直接人件費 × 100% + 間接調査費 × 90% + 解析等調査業務費 × 80% + 諸経費 × 48%)
× 消費税及び地方消費税相当額 × ランダム係数

※予定価格の70%に満たない場合は70%相当額で低入札調査基準価格を設定。